

議案第 4 2 号

山都町介護保険条例の一部改正について

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 9 8 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、消費税率が 1 0 % に引き上げられたことに対する低所得者に係る介護保険料の軽減強化が図られたことに伴い、新たな基準を定める必要が生じました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、第 1 号被保険者に係る介護保険料の減免を図る必要があります。

以上のことから、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町介護保険条例の一部を改正する条例

山都町介護保険条例（平成17年山都町条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「31,500円」を「25,200円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「31,500円」を「25,200円」に、「52,500円」を「42,000円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「31,500円」を「25,200円」に、「60,900円」を「58,800円」に改める。

附則に次の3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

6 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号におい

て「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

7 前項の場合における第13条第1項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。」とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等)

8 附則第6項の規定により適用する第11条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、同条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 附則第6項第1号に該当する場合 保険料額の全部

(2) 附則第6項第2号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。)

次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 当該第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この備考において「主たる生計維持者」という。）の減少することが見込まれる事業収入等（附則第6項第2号に規定する事業収入等をいう。）に係る前年の所得額

C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合
200万円以下であるとき	10分の10
200万円を超えるとき	10分の8

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の附則第6項、第7項及び第8項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

3 この条例による改正後の第4条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

4 平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

山都町介護保険条例(平成17年条例第101号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>31,500円</u>」とあるのは、「<u>52,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>31,500円</u>」とあるのは、「<u>60,900円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度及び令和3年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,200円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度及び令和3年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>25,200円</u>」とあるのは、「<u>42,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度及び令和3年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>25,200円</u>」とあるのは、「<u>58,800円</u>」と読み替えるものとする。</p>

現行	改正後（案）
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</u></p> <p>6 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</u></p>

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

- 7 前項の場合における第13条第1項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。」とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等)

- 8 附則第6項の規定により適用する第11条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、同条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附則第6項第1号に該当する場合 保険料額の全部
(2) 附則第6項第2号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。)

次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 当該第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下この備考において「主たる生計維持者」という。)の減少することが見込まれる事業収入等(附則第6項第2号に規定する事業収入等をいう。)に係る前年の所得額

C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

<u>前年の合計所得金額</u>	<u>減免割合</u>
<u>200万円以下であるとき</u>	<u>10分の10</u>
<u>200万円を超えるとき</u>	<u>10分の8</u>